

テーマ：「マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げ」

本年 10 月 20 日に所得税改正に関する政令が施行され、マイカー（自動車や自転車など）通勤手当の非課税限度額（月額）が引上げられました。

1. 改正内容

片道通勤距離の区分に「55km 以上」を加えたうえで、次のとおり各々非課税限度額が引上げられました。

（円）

片道通勤距離		非課税限度額（月額）		
		引上げ前	引上げ後	引上げ額
以上	未満			
55km		24,500	31,600	7,100
45km	55km		28,000	3,500
35km	45km	20,900	24,400	3,500
25km	35km	16,100	18,700	2,600
15km	25km	11,300	12,900	1,600
10km	15km	6,500	7,100	600
2km	10km	4,100	4,200	100
	2km	0	0	0

2. 改正の適用対象

この改正は本年 4 月 1 日以後に支払われるべき^(注)通勤手当に適用されるので、①本年 3 月 31 日以前に支払われたものおよび②同日以前の未払いで 4 月 1 日以後に支払われたものならびに①または②の差額の追加支給は対象になりません。

（注）就業規則などの社内規程に基づく支払と解釈されます。

3. 課税済みの通勤手当の精算

課税済みの通勤手当による税額は、本年の年末調整で精算します。

【源泉徴収簿の年末調整欄】

- (1) 余白欄に「非課税となる通勤手当」と表示して、その計算根拠および新たに非課税となった部分の金額を記入する。
- (2) 給与・手当等の金額欄に、同総支給金額から上記非課税となった金額を差し引いて記入する。

なお、中途退職者は確定申告で精算することになります。



詳しくは担当者にお尋ねください
ホームページにも掲載しております

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離が片道 50km）に、毎月、給料 300,000 円、通勤手当 26,000 円を支給している場合

- 平成 26 年 1 月から 10 月（改正前の非課税限度額 24,500 円を適用）
各月の総支給金額・・・301,500 円（300,000 円（給料）+1,500 円（課税される通勤手当））
- 平成 26 年 11 月及び 12 月（改正後の非課税限度額 28,000 円を適用）
各月の総支給金額・・・300,000 円（300,000 円（給料）+0 円（課税される通勤手当））

【解説】

- 所得税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 10 月 20 日に施行され、平成 26 年 4 月以後支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道 50km の場合、非課税限度額は 24,500 円から 28,000 円に引き上げられています。）
- 上記設例の場合、政令施行日（10/20）前までに既に支給された通勤手当（平成 26 年 10 月分まで）について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を 1,500 円と計算していますが、今回の改正により、平成 26 年 4 月以後支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、平成 26 年 4 月から 10 月までの 7 か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当 10,500 円（1,500 円×7 か月）は非課税となります。
- したがって、この課税扱いとしていた通勤手当 10,500 円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります（下記の記載例を参照。）

■源泉徴収簿の記載例

区分	支払日	総支給金額	社会保険料等の負担額	社会保険料等控除後の金額	給与所得控除後の金額	課税標準額	控除額	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率	備考
1	16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240			
2	17	301,500									26/1~26/3 改正前の非課税限度額を適用 ⇒年末調整で精算不要（改正後の非課税限度額は不適用）
3	17	301,500									
4	16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240			
5	16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240			
6	16	301,500									26/4~26/10 改正前の非課税限度額を適用 ⇒年末調整で精算必要（改正後の非課税限度額が適用され）
7	16	301,500									
8	15	301,500									
9	16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240			
10	16	301,500									26/11~26/12 改正後の非課税限度額を適用 ⇒年末調整で精算不要
11	17	300,000									
12	16	300,000									
合計		3,615,000	507,283	3,107,717				57,640			
6/6	30	500,000	70,225	429,775	1	17,552		17,552			
12/12	10	550,000	78,000	472,000							
合計		3,615,000 円									（総支給金額①）
											（給料・手当等①）
											3,615,000 円 - 10,500 円（1,500 円×7 か月） = 3,604,500 円
合計		1,050,000	148,445	901,555				36,819			

「非課税となる通勤手当 10,500 円（1,500 円×7 か月）」と記載

この様式は、平成 23 年 9 月 1 日現在の所得税法施行令等の施行に基づいて作成しております。